

本誓寺を正常化する門徒の会
会長白崎英旦様
真宗大谷派
仙台教務所長森田成美

まず、第一に御門徒がその所属する寺院の本堂に於いて法要等を執り行うことが出来ないということはあってはならないことと存じます。

本堂は仏法聴聞の場であり、法要はそのための御縁として僧侶・門徒共々に大切に勤めなければならぬと存じます。

次に法要等は御門徒が所属寺に依頼し、当該寺院の僧侶の誰が務めるかは、通常、住職の判断に依り執り行われていることが多いのかと思われます。

但し、御門徒から〇〇に務めて頂きたいとの要望があれば、それに応えるべきであると存じます。

▲本誓寺における法要について
御門徒の皆様の中には現在の本誓寺の状態が異常であることは認識していても、その詳細がお分かりにならない方もたくさんおられます。当面、葬儀や年忌法要を現住職様が行えない状況においては、候補衆徒長男明氏、副住職次男信氏のどちらかに頼まざるを得ません。どちらにお願いしても法要が本堂においてして頂けることが願いであります。候補衆徒長男明氏が本堂での法要を行うことが出来ないことにについては、納得出来ない方もたくさんいると思います。このことについ

ては平成二十四年四月十一日付にて前仙台教務所長森田成美様から御返事を頂いておりますので紹介させて頂きます（左記文書を参照して下さい）。吉田是行住職が典礼の権利を主張し、候補衆徒吉田明氏にお願いする御門徒の依頼を拒絶することは大きな問題であり、本山に報告せざるを得ない状況であると想います。実際に候補衆徒長男明氏に法要を依頼したにも関わらずお寺から拒絶された御経験がある方は、その内容を事務局までお教え頂ければ幸いです。皆様方の生の声をまとめて本山にお伝えしたいと考えております。

●本山はいつたいどうなつている
のでしようか。こんなことで仏教
が続くのでしょうか。人の道を説
かれる方々の何が大切な根本であ
るかを忘れておられるのではない
でしようか。私のような者が口に
すべきことではないのですが、心
の安らぎの根本を失っていくよう
なこの頃です。 (東京都・女性)

●夫の死亡の際に長男明様に葬儀
をお願い致しましたところ、本誓
寺よりセリオミたけを通して、お
墓があるにもかかわらず「埋葬を
許可しません」と言われて、仕方
なく次男信氏にお願いすることに
なりました。その後、不本意とは

● これまで事務局に寄せられた御門徒様からの声を紹介させて頂きます。

● 每月の月命日に墓参りし、本堂に行つても香炉に種火もなく、とても寺本来の姿ではなく悲しいことです。一日も早く長男明氏を住職に迎え、昔のように集れるお寺となりますよう願つております。

(盛岡市・女性)

● 本誓寺現状説明会が行われましたが、なぜ御門徒全員に説明会の参加の案内をしないのでしょうか。維持費どうのこうのではなく全員にするべきであつたと思います。全くやることが分かりません。

（お知らせ）

事務局では御門徒の皆様からの御意見、御質問、御要望を随时受け付けております。御遠慮なく文書、ファックス 019-662-7331 または、メール oga-koke@diamond.broba.cc にて御送付頂きますようお願い申し上げます。

候補衆徒吉田明様に法要をお願いしたい方は
☎ 019-624-0321 まで御連絡下さい。

思いながらも二十四年度分の維持費一万二千円を納めました。本誓寺から現状説明会の案内を頂きましたが、私の体調が不良のため出席出来ませんでした。解決に向けて宜しくお願ひ申し上げます。

「あたりまえ」であった、お寺の運営が「あたりまえ」でなくなつて三年が経とうとしています。十一月のお寺側の現状説明会では、「あたりまえ」に運営していると説明しているようですが、どうでしょうか。住職不在状態の中での副住職の実効支配と候補衆徒の排除、役員任期が切れ役員不在の中での運営、粉飾と思われる決算報告など、「あたりまえ」でないことがはつきり判ると思います。私達は、「あたりまえ」に戻すことを目的に、御門徒様の御意見を伺い、お寺側とやりとりをしながら出来る限りの手段を講じ、解決に向け、中立の立場で、この三年間活動してきました。

活動の中で見えてきたことは、本山の御示唆に従い、候補衆徒の重みを認識し宗憲、規則などeruleに則つて進めることが「あたりまえ」への近道であり、その流れに沿うことで自ずと方針が決まつてくるということです。

本誓寺を正常化する門徒の会
〈歴史とは何か〉
副会長 平野 潤

信頼している御門徒に対しでは、都合の悪いことは議論せずに隠し、今までの本誓寺では総代選定等、寺に不利益になる様な議論は「どんでもない暴論」とみなされてきました。「このままでは本誓寺はダメになる」との思いが多数の賛同者を生み、「本誓寺を正常化する門徒の会」が発足し、現在に至っています。現時点では責任役員総代不在の宗教法人です。一日も早く混乱が収まり、新住職のもと、孫・子の代まで心穏やかに御親族を含め、何時でも先祖と対話が出来る日が来ることを願つています。

問 訴訟物の価格四百八十万円
はどのような意味でしようか。
答 今回の裁判は事務所備え付
書類の閲覧と謄写を請求する裁
判ですので、お金を請求する裁判
はありませんが、原告が三名で
るという対価を金額に換算する
とが裁判の通例であり、原告一
百六十万円計四百八十万円とな
ております。

今回の裁判に際し、既に多く、
御門徒様から多額の協力金を頂
しております。心より感謝申し
げますとともに、引き続き御支援
の程宜しくお預け下さい。

本誓寺
門徒会通信

行責任者
崎 英日

が必要な状況にありますが、その代務者になり得るのは裁判でもその地位が認められた候補衆徒しかお

我々門徒衆の代表であり、寺及び
寺族の代表ではありません。門徒
衆と意思の共有が出来る人達でな

対する裁判について